

滋賀県農業振興地域整備基本方針の変更について

1. 基本方針変更の趣旨

（１）基本方針について

- 「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、国においては「農用地等の確保等に関する基本指針」を、都道府県においては同法および同基本指針に基づき、「農業振興地域整備基本方針」を定める旨規定（法定計画）
- 基本方針には、「確保すべき農用地の面積の目標およびその他の農用地等の確保に関する事項」等、農業振興地域制度の適切な運用を図るための県の基本的な考え方を定めることとされている（農林水産大臣の同意が必要）。

（２）変更の趣旨について

- 改正農振法が令和 7 年 4 月 1 日に施行され、令和 7 年 6 月 27 日付けで国の基本指針が変更された。
- 県においては、国の基本指針の変更を踏まえて、基本方針の変更を実施するもの。
- 法改正により県において面積目標の管理をより厳格に行う必要が生じる。

<国基本指針の変更内容>

ア 変更内容

- ・法改正の内容に合わせた修正
→食料の安定供給の確保、農用地等の確保、
国と地方公共団体の適切な役割分担、農業生産基盤の保全の推進の追記等

イ 計画期間

（従前）	令和 2 年～12 年	（変更後）	令和 7 年～17 年
------	-------------	-------	-------------

ウ 国の確保すべき農用地等の面積目標の変更

（従前）	R1：400.2 万 ha → R12：397 万 ha（△3.2 万 ha）	0.8%減
（変更後）	R5：396.7 万 ha → R17：390 万 ha（△6.7 万 ha）	1.7%減

2. 基本方針変更の主な内容

ア 変更内容

- ・国の基本指針の変更において示された考え方に基づく修正
- ・その他時点修正
→各種数値の更新、字句修正（「人・農地プラン」→「地域計画」等）

イ 計画期間

（従前）	令和 2 年～12 年	（変更後）	令和 7 年～17 年
------	-------------	-------	-------------

ウ 確保すべき農用地等の面積目標の変更

面積目標の数値は国と調整中。

(現行)	R1 : 49,590ha → R12 : 49,217ha (△ 373ha)	0.7%減
(求積見直し)	R5 : 49,421ha → 48,094ha (△1,327ha)	
(変更案)	48,094ha → R17 : 47,218ha (△ 876ha)	1.7%減

●面積目標の考え方

令和5年現在の農用地区域内の農地面積	49,421ha
求積方法の見直し※ ₁ による面積減	△1,327ha ↓
	48,094ha
令和17年までのすう勢※ ₂ 等に基づく除外見込み	△328ha ↓
	47,766ha
令和17年までのすう勢に基づく荒廃農地の増加見込み	△548ha ↓
令和17年時点の農用地区域内の農地面積目標	47,218ha

※1 : GIS等の測量結果による面積減少であり、農地の減少を見込むものではない。

※2 : 令和2年～5年のすう勢

3. スケジュール概要（今後の予定）

- ・10月 国と事前協議
環境・農水常任委員会（概要報告）
- ・12月 国と法定協議
環境・農水常任委員会（報告）
農林水産大臣の同意・知事決裁
- ・1月 公表